## 転出届・転入届をお忘れなく

進学・就職・転勤などにより、引越しの多い季節になりました。 住所が変わったときや世帯に変更があったときは、決められた日までに届け出をしてください。

## 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝を除く)

こんなときは	届出期間	届出人	手続きに必要なもの
【転入届】 他の市区町村から 鏡野町へ 引越してきたとき	鏡野町内へ 住所を 移した日から 14日以内	本人または 転入後の 世帯員 (注1)	<ul> <li>○転出証明書(前住所地の市区町村長発行)</li> <li>○届出人の本人確認書類(注2)</li> <li>○異動者全員のマイナンバーカード (所有者のみ、暗証番号が必要)</li> <li>【国外からの転入】</li> <li>◇パスポート(帰国日が確認できるもの)</li> <li>◇戸籍謄(抄)本・戸籍の附票(本籍が鏡野町以外にある方)</li> </ul>
【 <b>転居届】</b> 鏡野町内で 住所が 変わったとき	住所を 移した日から 14日以内	本人または 世帯員 (注1)	<ul><li>○届出人の本人確認書類(注2)</li><li>○国民健康保険証(加入者のみ)</li><li>○異動者全員のマイナンバーカード (所有者のみ、暗証番号が必要)</li></ul>
【転出届】 鏡野町から 他の市区町村へ 引越すとき	住所を移す 予定日の 1か月前から 届出が可能	本人または 転出前の 世帯員 (注1)	<ul><li>○届出人の本人確認書類(注2)</li><li>○国民健康保険証(加入者のみ)</li><li>○印鑑登録証(印鑑登録者のみ)</li><li>⇒転出手続き後に、新住所地の市区町村へ提出する「転出証明書」を発行します。</li></ul>
【世帯変更届】 世帯主変更、 世帯分離・世帯 合併したとき	変更した日 から 14日以内	本人または 世帯員 (注1)	<ul><li>○届出人の本人確認書類(注2)</li><li>○国民健康保険証(加入者のみ)</li></ul>

- 注1 代理人が届け出る場合は、本人または世帯員が作成した委任状が必要です。
- 注2 運転免許証・マイナンバーカード・旅券(パスポート)・在留カード・特別永住者証明書等の官公庁が 発行した顔写真付きの本人確認書類を持参してください。
- ※ 介護保険・後期高齢者医療保険・子ども医療・児童手当等に該当する方は、それぞれの手続きが必要です。 押印が必要な手続きもございますので、詳しくは鏡野町総合福祉課、子育て支援課及び各振興センター、 新住所地の市区町村へお問い合せください。
- ※ 手続によってはお時間がかかるものもございますので、来庁される際には時間に余裕をもってお越しください。

## マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました

引越す際に手続が必要な転出届は、マイナポータルを通じ てオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用す る方は、転出にあたり鏡野町への来庁が原則不要となります。 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、 日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。

ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身

以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。 ※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、

転入先市区町村の窓口で転入届等の手続が必要です。



マイナポータル



デジタル庁政策ページ 「引越し手続について」 「スマホ用電子証明書搭載サービス」

## お問い合せ先

鏡野町住民税務課 住民窓口係 電話(0868)54-2985 / 奥津振興センター 電話(0868)52-2211 上齋原振興センター 電話(0868)44-2111 / 富振興センター

電話(0867)57-2111